

香港への農林水産物・食品の輸出 に関するカンントリーレポート (水産物)

2024年11月
香港輸出支援プラットフォーム

目次

1. 香港の市場動向	2
① 近年の水産物の輸入動向	 2
② 2024年の動向（速報）	 6
③ 香港における水産物の価格	 7
2. 水産物の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）	14
① 品目の定義	14
② 輸入規制	15
③ 食品関連の規制	16
④ 輸入手続き	24
⑤ 輸入関税等	26
3. 現地事業者の評価、要望等	28
① 現地事業者等の声	27
② 水産物関係のイベント等	30

1. 香港の市場動向

① 近年の水産物（全般）の輸入額動向

- ❑ 中国に続く2位の座を長く確保している。
- ❑ コロナ等により減少したものの、2022年以降は回復傾向。
- ❑ 香港内で需要の高いサーモンの日本産割合は低いものの、ホタテやマグロなどで日本産の割合が高い。

(単位：1,000香港ドル)

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	円換算 (億円)	前年比	構成比
中国	7,987,470	8,166,265	9,964,822	9,316,860	9,266,897	1,702.3	-0.54%	33.24%
日本	3,937,977	3,543,490	3,949,938	3,677,929	3,649,077	670.3	-0.78%	13.09%
オーストラリア	743,982	568,169	1,389,598	1,129,355	1,347,768	247.6	19.34%	4.83%
ベトナム	1,313,439	998,241	1,108,858	1,296,428	1,299,242	238.7	0.22%	4.66%
ノルウェー	916,864	783,546	1,043,979	1,195,435	1,267,328	232.8	6.01%	4.55%
台湾	663,756	608,169	735,917	802,743	1,234,744	226.8	53.82%	4.43%
カナダ	967,432	579,251	771,306	928,573	909,526	167.1	-2.05%	3.26%
米国	996,336	631,109	741,121	846,628	784,244	144.1	-7.37%	2.81%
タイ	854,735	614,060	681,567	786,395	718,140	131.9	-8.68%	2.58%
インドネシア	766,375	632,975	742,461	624,433	685,330	125.9	9.75%	2.46%
全体	26,957,422	22,968,577	27,601,520	26,937,444	27,878,465	5,121.3	3.49%	100.00%

出所：香港統計局

SITC034 FISH, FRESH (LIVE OR DEAD), CHILLED OR FROZEN, SITC 035 FISH, DRIED, SALTED OR IN BRINE; SMOKED FISH; FLOURS, MEALS AND PELLETS OF FISH, FIT FOR HUMAN CONSUMPTION
SITC 036 CRUSTACEANS, MOLLUSCS & AQUATIC INVERTEBRATES; CRUSTACEANS, IN SHELL, COOKED BY BOILING IN WATER; FLOURS, MEALS & PELLETS OF CRUSTACEANS, FIT FOR HUMAN CONSUMPTION
SITC 037 FISH, CRUSTACEANS, MOLLUSCS AND OTHER AQUATIC INVERTEBRATES, PREPARED OR PRESERVED, NES

魚：(新鮮・冷凍・チルド・乾燥・塩蔵・燻製)、甲殻類・軟体動物・タコ・イカ・貝類、その他の水産加工品

日本円換算は18.37円/HKDで試算（三菱UFJリサーチ&コンサルティングが替相場2023年間平均（TTS））

1. 香港の市場動向

① 近年のホタテの輸入額動向

○ 乾燥・塩蔵

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
日本	1,081	846,174	1,238	639,626	1,233	618,648	1,014	631,015	1,227	776,520	20.98%	23.06%	88.58%	95.48%
中国	440	101,661	454	58,429	378	52,106	329	56,582	144	27,785	-56.23%	-50.89%	10.39%	3.42%
台湾	68	54,684	0	0	37	20,952	13	9,652	11	8,220	-9.49%	-14.84%	0.83%	1.01%
全体	1,644	1,022,887	1,721	713,257	1,663	695,361	1,360	700,283	1,385	813,301	1.82%	16.14%	100%	100%

○ 冷凍

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
中国	3,938	300,650	3,290	249,643	4,077	329,821	3,729	339,714	3,959	340,364	6.17%	0.19%	74.81%	58.06%
日本	668	102,919	868	118,943	1,007	169,690	992	178,335	1,015	180,188	2.22%	1.04%	19.17%	30.74%
カナダ	236	41,673	137	25,565	96	19,467	114	29,454	178	42,354	56.31%	43.80%	3.36%	7.23%
全体	5,107	482,443	4,439	413,197	5,320	535,337	4,924	556,390	5,292	586,198	7.49%	5.36%	100%	100%

○ 活・生鮮・冷蔵

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
日本	2,344	163,718	2,392	170,162	2,171	161,511	2,104	168,520	2,542	179,912	20.78%	6.76%	88.43%	93.39%
中国	238	25,018	352	36,828	367	22,776	468	15,809	291	8,736	-37.76%	-44.74%	10.13%	4.53%
英国	18	1,504	47	3,425	65	4,530	43	3,801	40	3,947	-6.14%	3.84%	1.39%	2.05%
全体	2,602	190,467	2,792	210,492	2,607	189,156	2,616	188,279	2,874	192,649	9.86%	2.32%	100%	100%

1. 香港の市場動向

① 近年のマグロの輸入額動向

○ 鮮魚・冷蔵

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
日本	85	29,203	79	25,898	83	32,155	97	38,275	98	47,086	1.0%	23.0%	80.4%	91.5%
フィリピン	9	1,011	10	1,062	13	1,659	5	899	16	2,087	207.2%	132.1%	12.9%	4.1%
スペイン	7	1,995	3	567	2	458	1	406	4	1,410	174.3%	247.3%	3.2%	2.7%
米国	11	216	2	32	4	944	2	521	3	682	22.8%	30.9%	2.3%	1.3%
モルディヴ	10	1,548	2	237	0	55	1	116	1	109	18.6%	-6.0%	0.5%	0.2%
台湾	4	302	3	277	6	1,129	5	1,330	1	56	-90.3%	-95.8%	0.4%	0.1%
全体	136	36,017	100	28,435	108	36,518	112	41,596	122	51,482	9.1%	23.8%	100.0%	100.0%

○ 冷凍

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
日本	292	53,557	288	54,278	521	102,682	502	89,687	477	97,176	-5.0%	8.4%	77.3%	88.9%
ベトナム	96	6,315	58	3,519	78	4,541	81	5,148	79	5,662	-3.1%	10.0%	12.8%	5.2%
中国	18	1,380	20	1,297	34	1,901	30	3,120	31	2,852	4.9%	-8.6%	5.1%	2.6%
インドネシア	101	9,065	53	4,960	46	3,942	34	3,405	25	2,660	-26.0%	-21.9%	4.1%	2.4%
ノルウェー	2	471	2	458	2	538	1	202	3	618	241.3%	205.9%	0.5%	0.6%
台湾	8	640	1	222	63	17,383	61	16,170	2	256	-97.1%	-98.4%	0.3%	0.2%
オーストラリア	0	24	0	0	0	28	40	4,430	0	55	-99.5%	-98.8%	0.0%	0.1%
全体	523	71,918	448	65,484	745	131,343	750	122,270	617	109,293	-17.7%	-10.6%	100.0%	100.0%

1. 香港の市場動向

① 近年のサーモン、鯛の輸入額動向

○ サーモン

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
ルウエー	12,491	814,683	9,692	604,514	12,829	798,817	11,704	922,217	11,839	955,287	1.15%	3.59%	88.82%	88.84%
チリ	1,260	64,899	1,616	71,067	1,270	54,011	1,476	97,934	1,061	69,105	-28.14%	-29.44%	7.96%	6.43%
ベトナム	17	2,111	11	1,440	52	5,420	93	9,275	178	20,245	92.03%	118.27%	1.34%	1.88%
ニュージーランド	43	5,269	51	7,021	53	8,598	52	10,995	31	7,427	-40.21%	-32.45%	0.23%	0.69%
日本	31	4,162	49	6,609	29	3,559	31	3,953	45	6,327	43.16%	60.06%	0.34%	0.59%
全体	14,436	937,342	11,912	728,126	14,668	909,679	13,588	1,065,100	13,330	1,075,293	-1.90%	0.96%	100.00%	100.00%

○ 鯛

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
日本	683	123,797	621	112,665	806	159,716	740	147,403	772	148,517	4.32%	0.76%	98.47%	98.83%
フランス	13	2,951	16	1,817	2	338	8	1,513	8	1,224	-4.11%	-19.10%	0.97%	0.81%
韓国	16	1,331	3	284	1	106	0	12	3.8	453	3324.32%	3675.00%	0.48%	0.30%
オランダ	1	115	1	64	0	43	0	34	0.3	45	-8.77%	32.35%	0.04%	0.03%
イタリア	0	0	0	0	0	20	1	104	0.3	23	-77.89%	-77.88%	0.03%	0.02%
全体	713	128,194	640	114,831	810	160,223	749	149,065	784	150,275	4.60%	0.81%	100.00%	100.00%

1. 香港の市場動向

② 2024年の動向（速報）

- 2025年4月以降、公表され次第更新予定。

1. 香港の市場動向

③ 香港におけるカツオ・マグロ・サバの価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
本マクロの刺身（解凍）	1パック	120.00	日本	日系	ローワーミドル
近大マグロ 短冊（解凍）	100g	240.00	日本	現地系	富裕層
近大マグロ 赤身のさしみ（解凍）	5切れ	80.00	日本	現地系	富裕層
近大マグロ トロのさしみ（解凍）	3切れ	120.00	日本	現地系	富裕層
マナカツオ（冷凍）	2匹	48.90	不明	現地系	アッパーミドル
まぐろたたき（冷凍）	300g	62.00	日本	現地系	ローワーミドル
品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
Supreme Balance サバ（冷凍）	2切れ	19.90	中国	現地系	ローワーミドル
サバ（冷凍）	3匹	88.00	中国	現地系	富裕層
サバ 切り身（冷凍）	3匹	45.00	日本	現地系	富裕層
さばの背開き（冷凍）	1匹	39.00	日本	日系	ローワーミドル
さばの切り身（冷凍）	1匹	28.00	日本	現地系	富裕層
さば（解凍）	2切れ	55.00	ノルウェー	現地系	アッパーミドル

1. 香港の市場動向

③ 香港におけるサンマ・イワシ・ヒラメの価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
青森 サンマ (冷凍)	2匹	78.00	日本	現地系	富裕層
北海道産 サンマ (冷凍)	2匹	69.00	日本	日系	ローワーミドル
サンマ (解凍)	2匹	78.00	日本	現地系	富裕層
サンマ (冷凍) 三本	1パック	28.90	台湾	現地系	ローワーミドル
サンマ (冷凍) 三本	1パック	22.00	台湾	現地系	ローワーミドル
サンマ (冷凍) 三本	1パック	28.90	日本	現地系	アッパーミドル
品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
鹿児島 イワシ (冷凍)	8匹	55.00	日本	現地系	富裕層
小野食品 イワシ梅煮	40g	38.00	日本	現地系	富裕層
イワシ (冷凍)	8匹	19.90	カナダ	現地系	アッパーミドル
LA BELLE-ILOISE イワシ (レモンオリーブ油味)	100g	59.00	フランス	現地系	富裕層
デルモンテ 塩レモンイワシ缶詰め	100g	18.90	日本	現地系	ローワーミドル
BRIOSIA 骨皮抜きのいわしのオリーブオイル漬け (レモン&バジル味)	120g/缶	58.00	ポルトガル	現地系	富裕層
品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
Supeme Balance ヒラメ グリル用 (冷凍)	3切れ	52.90	ノルウェー	現地系	ローワーミドル
シタビラメ (冷凍)	100g	78.00	フランス	現地系	富裕層
ヒラメの切り身 (冷凍)	1パック	198.00	カナダ	現地系	富裕層
カレイの切り身 (冷凍)	100g	78.00	フランス	現地系	富裕層
MSC ヒラメ (冷凍)	600g	220.00	デンマーク	現地系	アッパーミドル
かれいエンガワ	500g	208.00	日本	現地系	ローワーミドル

1. 香港の市場動向

③ 香港におけるタラ・サーモンの価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
冷凍 天然銀だら	340g	88.00	日本	現地系	ローワーミドル
タラの切り身（冷凍）	165g	168.00	カナダ	現地系	ローワーミドル
タラの切り身（冷凍）	1袋	298.00	フランス	現地系	富裕層
タラの切り身（2枚）（冷凍）	220g	48.90	ロシア	現地系	ローワーミドル
タラの切り身（2枚）（冷凍）	1袋	118.00	米国	現地系	ローワーミドル
タラの切り身（冷凍）	250g	112.00	米国	現地系	アッパーミドル
品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
Norge サーモンカマ（冷凍）	2切れ	19.90	ノルウェー	現地系	ローワーミドル
サーモン（冷凍）	180g	56.00	ノルウェー	現地系	ローワーミドル
サーモン刺身（解凍）	1パック	98.00	ノルウェー	現地系	富裕層
サーモン トロ刺身（解凍）	1パック	78.00	日本	現地系	アッパーミドル
Aurora サーモンの切り身（冷凍）	100g/パック	59.00	ノルウェー	現地系	富裕層
サーモンの刺身 短冊（解凍）	100g/パック	52.80	日本	現地系	アッパーミドル

1. 香港の市場動向

③ 香港におけるブリ・ハマチ・水産缶びん詰(ツナ、サバ)の価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
ぶりの刺身(解凍)	1パック	100.00	日本	日系	ローワーミドル
ぶり切り身(冷凍)	1パック	120.00	日本	現地系	富裕層
鹿児島 ぶり刺身(解凍)	1パック	98.00	日本	現地系	富裕層
愛媛 ぶり刺身(解凍)	1パック	88.00	日本	現地系	富裕層
ぶりの刺身(解凍)	1パック	75.00	日本	現地系	アッパーミドル
ぶり切り身(冷凍)	1パック	49.80	不明	現地系	アッパーミドル
ぶりのカマ(冷凍)	1パック	108.00	不明	現地系	アッパーミドル
品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
B&F 鯖ミネラルウォーター漬	95g	17.90	タイ	現地系	ローワーミドル
あいこちゃん ピリッと辛いツナ缶	70g/缶	14.00	日本	現地系	富裕層
IWATE 国産サバのオリーブオイル漬	170g/缶	38.00	日本	現地系	富裕層
SAN-IKU ベジツナ	90g/缶	32.00	日本	現地系	富裕層
OBAMA 鯖缶	180g/缶	54.00	日本	現地系	富裕層
LA BELLE-ILOISE さばの白ワイン漬け	118g/缶	62.00	フランス	現地系	富裕層
Los Peperetes ツナのオリーブオイル漬け	120g/缶	204.00	スペイン	現地系	富裕層

1. 香港の市場動向

③ 香港における魚肉製品（蒲鉾・カニカマ・薩摩揚げ）の価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
丸善 かまぼこ（ツナマヨ・辛子明太子・海鮮うに）	45g	13.90	日本	日系	ローワーミドル
なとり チーズinかまぼこ（プレーン・ピリ辛）	232g	34.90	日本	日系	ローワーミドル
丸善 チーかま	4本	22.90	日本	日系	ローワーミドル
海鮮サラダ スティックタイプ かにかま 極太	1本	19.00	日本	現地系	ローワーミドル
四洲 かまぼこ（プレーン・チーズ）	50本	69.00	中国	現地系	ローワーミドル
ヤマサ 大きなカニかま	240g/袋	39.90	日本	現地系	ローワーミドル

1. 香港の市場動向

③ 香港におけるホタテ貝（調整）の価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
北海道特選乾燥ホタテ貝	454g/箱	398.00	日本	現地系	アッパーミドル
野生のほたて貝柱U15（冷凍）	300g/パック	500.00	日本	現地系	富裕層
野生のほたて貝柱（加熱用）（冷凍）	100g	55.00	日本	現地系	富裕層
枝幸漁業協同組合 ほたて貝柱（冷凍）	1kg/箱	680.00	日本	現地系	富裕層
南北行 特選乾燥ホタテ（Mサイズ）ギフトボックス	1箱	438.00	中国	現地系	アッパーミドル
安記海味 乾燥ホタテ（Mサイズ）	1箱	340.00	日本（北海道）	現地系	アッパーミドル

1. 香港の市場動向

③ 香港におけるナマコ（調整）の価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
南北行 乾燥ナマコ ギフトボックス	1箱	640.00	ベトナム	現地系	アッパーミドル
南北行 関東乾燥ナマコ ギフトボックス	1箱	4,980.00	中国	現地系	アッパーミドル
乾燥髯ナマコ（7-9支）	1斤	3,980.00	オーストラリア	現地系	アッパーミドル
北海道特選ナマコ（56-75支/0.5斤サイズ）	1箱	5,669.00	日本	現地系	アッパーミドル
関西精選刺参（76-95支/0.5斤サイズ）	1箱	2,970.00	日本	現地系	アッパーミドル
ナマコ（急速冷凍）	330箱	299.00	メキシコ	現地系	アッパーミドル

2. 水産物の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

① 品目の定義

今回定義する水産物のHSコード

0302：魚（生鮮、冷蔵）

0303：魚（冷凍）

0304：魚のフィレその他の魚肉（生鮮、冷蔵、冷凍）

0305：魚（乾燥、塩蔵、塩水漬け）、くん製した魚（くん製する前にまたはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない）ならびに魚の粉、ミールおよびペレット

0306：甲殻類（生きているもの、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬け）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないか、またはくん製する前に、もしくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない）、蒸気または水煮による調理をした殻付きの甲殻類ならびに甲殻類の粉、ミールおよびペレット

0307：軟体動物（生きているもの、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬け）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか、またはくん製する前に、もしくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない）ならびに軟体動物の粉、ミールおよびペレット

2. 水産物の輸入規制、輸入手続き (2024年11月時点)

② 輸入規制

1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）

ALPS処理水の海洋放出に伴い、2023年8月24日以降、10都県（福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県）の水産物、海塩、海藻が輸入停止となりました。

（[香港による日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について：農林水産省 \(maff.go.jp\)](https://maff.go.jp)）

フグおよびフグを含む食品について、食品安全センターは輸入・販売をしないよう要請しています。一般市民はフグおよびフグを含む食品のいかなる部分も摂取すべきではないと呼びかけています。

（[香港食品安全センター「よくある質問：フグおよびフグを含む食品」](#)）

2. 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）

衛生証明書

香港食物環境衛生署（FEHD）は、水産物および水産加工品を香港に輸出する際に、原産国の保健当局によって発行された衛生証明書を用意することを強く奨励しています。香港に貨物が輸入される段階で検査対象となることがあり、衛生証明書が提出されない場合はサンプリング検査の対象となります。ただし、日本では香港向け水産物に対する衛生証明書の発行はしていないため、商工会議所のサイン証明で代替するケースがあります。

衛生証明書（モズクガニ）

モズクガニについてはダイオキシンの基準値超過などに関連し、衛生証明書の添付が求められています。当衛生証明書は、通常のサイン証明書とは異なり、香港政府に対して事前に登録された商工会議所のものでなければ、香港へモズクガニを輸出することができません。

（[農林水産省「証明書や施設認定の申請（香港・モズクガニ）」](#)）

適法漁獲等証明書（一部品目のみ）

アワビ・ナマコおよびその加工品は、2022年12月1日施行の水産流通適正化法により、適法に採捕されたことなどを示す国が発行する適法漁獲等証明書の添付が必要です。ウナギの稚魚は、2025年12月1日施行から同証明書が必要です。

（[水産庁「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」](#)）

2. 水産物の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

② 輸入規制（続き）

3. 動植物検疫の有無

日本側での検疫証明書の取得は不要です。

③ 香港の食品関連の規制

1. 食品規格

水産物に関する特別な食品規格はありません。

2. 残留農薬および動物用医薬品

香港では使用される農薬について、ポジティブリスト制を採用しています。「食品中の残留農薬の規則」（Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation）Schedule 1で農薬と食品との組み合わせごとに定められている最大残留基準値/外因性最大残留許容量に照らし、含有量が規定値を超えている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。また、Schedule 2には規制対象外の農薬が挙げられています。

（[Cap. 132CM Pesticide Residues in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)](https://elegislation.gov.hk/cap132cm)）（[ジェトロ仮訳](#)）

また、水産物内に残留する動物用医薬品については、「食品有害物質規則」（Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations）のSchedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。

（[Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](https://elegislation.gov.hk/cap132af)）（[ジェトロ仮訳](#)）

2. 水産物の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質

【重金属規制】

2019年11月から施行された「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」（Cap.132V Food Adulteration（Metallic Contamination）（Amendment）Regulations 2018）では、規制対象となる「特定金属」の含有上限量とそれに対応する「特定食品」を列挙しており、当該食品が「特定食品」を原料として含む場合には、同法の基準に従う必要があります。

（[s220182223113 \(gld.gov.hk\)](https://www.gld.gov.hk/s220182223113)）（[ジェトロ仮訳](#)）

なお、規制対象である「特定金属」と「特定食品」の組み合わせおよび含有上限量については、「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」の付表第2部（Part 2 Maximum Level of Metal in Food）にリスト化されています。

（[Metal guidelines-eng.pdf \(cfs.gov.hk\)](https://www.cfs.gov.hk/metal-guidelines-eng.pdf)）（[ジェトロ仮訳](#)）

複数の原料から構成される「複合食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象となります。また、改正規則3（4）に規定されたとおり、「複合食品のすべての原料が特定食品に該当する場合」には、「（当該）複合食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量に、この複合食品に含まれる各原料の割合、重量比を乗じた値の合算」となります。

加えて、「特定金属」ではない金属であっても、危険値である、または有害性が疑われるような量の金属を含有する食品は、いかなるものでもヒトの消費用に輸入・委託・配送・製造・販売することが禁止されています。

2. 水産物の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【有害物質】

有害物質に関しては「食品有害物質規則」（Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations）の Schedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などが禁止されています。

（[Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](https://elegislation.gov.hk/cap132af)）（[ジェトロ仮訳](#)）

2021年7月14日には、「2021年食品有害物質（改正）規則（Harmful Substances in Food（Amendment） Regulation 2021）」が可決されました。上記規則により、一部成分の許容基準値が改正または新設となり、2023年6月1日から施行されます。水産物に関連する有害物質のうち、改正または新設となったものについては、次ページの表を参照のうえ、関連リンクの内容を確認してください。

（[s22021252386 \(legco.gov.hk\)](https://legco.gov.hk/s22021252386)）（[ジェトロ仮訳](#)）

さらに、水素添加油脂の使用については、部分的禁止や原材料表示などの新たな規則が設けられ、改正後の規則は2023年12月1日から施行されます。関連リンクなどを参照のうえ、確認してください。

（[香港の食品安全規則、立法会で改正\(香港\) | ビジネス短信 —ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)）

（[香港：農林水産省 \(maff.go.jp\)](https://maff.go.jp)）

2. 水産物の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【有害物質】（続き）

改正または新設となった食品有害物質の許容量リスト（2023年6月1日より有効）

特定有害物質	特定食品	含有上限量
アフラトキシンB1	乳タンパク質から製造された調整乳を除く、乳児用調製粉乳およびフォローアップミルク	0.1μg/kg
	生後36カ月以下の乳幼児による摂取を前提とした、上記以外のすべての食品	0.1μg/kg
アフラトキシン総量 （アフラトキシンB1、B2、G1、G2の合計）	調理前のアーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピーナッツおよびピスタチオ	15μg/kg
	調理前のピーナッツ、アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツおよびピスタチオから製造された食品	15μg/kg
	香辛料	15μg/kg
	その他の食品	10μg/kg
メラミン	生後12カ月以下の乳幼児による摂取を前提とした乳児用調整液体乳および液体フォローアップミルク	0.15mg/kg
	上記以外の乳	1mg/kg
	生後36カ月以下の乳幼児による摂取を前提としたその他の食品	1mg/kg
	妊婦および授乳中の女性による摂取を前提としたすべての食品	1mg/kg
	その他のすべての食品	2.5mg/kg

2. 水産物の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

4. 食品添加物

香港では着色料・甘味料・食品保存料に関する規則があります。

（[香港における食品添加物の規制状況（2014年3月）](#) | [調査レポート - 国・地域別に見る - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)）

水産物については、「食品着色料規則」（Cap.132H Colouring Matter in Food Regulations）によって生鮮、冷蔵および冷凍の水産物への着色料の使用は認められていません。水産加工品で使用可能な着色料に関しては、Schedule 1 Permitted Colouring Matterを、包装容器の表示方法はSchedule 2 Labelling of Colouring Matter and Colouring and Flavouring Compoundsを参照してください。また、天然色素については、同規則に掲載されていませんが一部は使用が認められています。関連リンクのその他参考情報の「許可された着色料：天然色素」を参照してください。

（[Cap. 132H Colouring Matter in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#)）（[ジェトロ仮訳](#)）
（[即食食品微生物含量指引 \(cfs.gov.hk\)](#)）

甘味料に関しては「食品甘味料規則」（Cap.132U Sweeteners in Food Regulations）Scheduleに挙げられている甘味料を使用することができます。

（[Cap. 132U Sweeteners in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)](#)）（[ジェトロ仮訳](#)）

食品保存料に関しては「食物中の保存料規則」（Cap.132BD Preservatives in Food Regulation）のSchedule 1, No.6に挙げられている食品保存料を、規定量の範囲内で使用することができます。

（[Cap. 132BD Preservatives in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)](#)）（[ジェトロ仮訳](#)）

2. 水産物の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

5.食品包装（食品容器の品質または基準）

なし

6.ラベル表示

水産物（包装済み）のラベル表示は、「食品および薬品（成分組成および表示）規則」[Cap.132W Food and Drugs (Composition and Labelling) Regulations]により規制されています。次の項目を英語または中国語、あるいは英語と中国語の併用で表示することが求められます。（詳細次ページ）

[Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)](https://elegislation.gov.hk)（[ジェトロ仮訳](#)）

- (1)食品名
- (2)原材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）
- (3)賞味期限または消費期限
- (4)保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明
- (5)製造業者または包装業者の名前と住所
- (6)数量、重量または容量
- (7)栄養成分

表示またはラベル貼付の規定の免除は、同規則のSchedule4「Items exempt from Schedule 3」（付表3の規定を免除される項目）で確認してください。また、バイオテクノロジー原料を含む食品（GM食品など）の表示は現在任意で行われています。

また、ビジネス上支障が生じるなどの事情がある場合には、ラベル表示に製造業者もしくは包装業者の代わりに、現地の卸業者（ディストリビューター）の情報を記載することも可能です。詳しい手続きについては、関連リンクの「加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に」などを参照のうえ、確認してください。

[（加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に\(香港\) | ビジネス短信 —ジェトロの海外ニュース - ジェトロ\(jetro.go.jp\)](#)

2. 水産物の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示（続き）

(1) 食品名

(2) 原材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）

- ・ 原材料 : 重量または容量の多い順に表示する。ただし、単一の原料で構成されているものについては不要
- ・ アレルギー性物質 : グルテンを含む穀物、甲殻類および甲殻類製品、卵および卵製品、魚および魚製品、ピーナッツ・大豆およびそれらの製品、乳および乳製品（乳糖を含む）、木の実とナッツ製品、10ppm以上の亜硫酸塩
- ・ 添加物 : コーデックス委員会（CODEX）による国際番号システム（INS）に基づく（a）機能分類および（b）名称または識別番号または「E」もしくは「e」から始まる識別番号

(3) 賞味期限または消費期限

賞味期限（“best before”）および消費期限（“use by”）は、アラビア数字、または英語または中国語で表示する必要がある

例: Best before: 1 Oct 2016（英語）、此日期前最佳: 2016年10月1日（中国語）

(4) 保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明

(5) 製造業者または包装業者の名前と住所

ただし、次の条件が満たされる場合には、表示義務が免除されます。

a. 次の (i) ~ (iii) の情報が印字またはラベル表記されている場合

i 原産国

ii 香港における販売業者や商標所有者の名称

iii 香港における販売業者や商標所有者の登記済み事務所または本社の所在地

b. 香港における販売業者や商標所有者により、原産国における食品製造業者や包装業者の正式所在地が書面で当局に通知されている場合

c. 次の (i) および (ii) を満たす場合

i 原産国のラベル表記に加え、当該国での製造業者または包装業者を特定するコードが表示されている

ii コードおよびコードに紐づけられた製造業者や包装業者の詳細が、当該製造業者または包装業者、あるいは香港における販売業者または商標所有者により、書面で当局に通知されている

d. 食品の製造工場または包装工場その他の場所が、原産国の政府により所有、操業、または経営されており、当該食品が当該政府の製品であることを示す方式で印字またはラベル表記されている場合

2. 水産物の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示（続き）

(6) 数量、重量または容量

包装済み食品は、内容物の数量、または食品の正味重量や正味体積を明確に表記またはラベル付けする必要がある。味重量および正味体積は、実行可能な限り、「度量衡条例」（Cap. 68）または「メートル法条例」（Cap. 214）の第1附則に規定される国際単位基準に従って表示するものとする（ただし、許容誤差については規定なし）

[Cap. 68 Weights and Measures Ordinance \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk/Cap.68/Weights%20and%20Measures%20Ordinance)

[Cap. 214 Metrication Ordinance \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk/Cap.214/Metrication%20Ordinance)

(7) 栄養成分

（必須項目：エネルギー、タンパク質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖。免除項目は表示規則の付表6を参照）

※ただし、生鮮および包装食品でほかの成分が添加されていないものについては、栄養表示は不要（付表6-10）。

[Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk/Cap.132W/Food%20and%20Drugs%20(Composition%20and%20Labelling)%20Regulations)（[ジェトロ仮訳](#)）

7. その他

食品安全・衛生規制

食品や農水産物で問題や事故が起きた際に、その流通経路をさかのぼって追跡・確認できるようにするため、「食物安全条例」（Cap. 612 Food Safety Ordinance）では食品輸入業や食品卸売業を行うすべての事業者に対し、香港食物環境衛生署（FEHD）への登録が義務付けられています。ただし、FEHDで香港ホーカー（屋台）のライセンスを取得済み、FEHDに食品輸入業者として登録されているなどの場合、卸売業者の登録は免除されます。

[Cap. 612 Food Safety Ordinance \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk/Cap.612/Food%20Safety%20Ordinance)

2. 水産物の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き

1. 輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等（輸入者側で必要な手続き）

香港では、水産物を輸入・販売するために、食品輸入業者および卸売業者に対して香港食物環境衛生署（FEHD）および香港食品安全センター（CFS）への登録が義務付けられています。登録する際に、事業登録証明書（Business Registration）、身分証明書とその他の書類〔会社設立証明書（Certificate of Incorporation）など〕のコピー、および食品輸入業者・卸売業者登録申請書（Application for Registration as Food Importer / Food Distributor）を提出する必要があります。

また、香港食物環境衛生署（FEHD）は、水産物および水産加工品を香港に輸入する際は、原産国の保健当局によって発行された衛生証明書を用意することを強く奨励しています。香港に貨物が輸入される段階で検査対象となることがあり、衛生証明書が提出されない場合はサンプリング検査の対象となります。

2. 輸入通関手続き（通関に必要な書類）

輸入（船積、空港貨物）商品にはすべて輸入陳述書（Import Statement）を添付します。輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければなりません。輸入陳述書の添付は、「課税商品条例第109条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）により義務付けられています。

（[Cap. 109 Dutiable Commodities Ordinance \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）

通関に伴う提出書類は次のとおりです。

- ・積荷目録（マニフェスト）
- ・エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャンB/L（船荷証券）、またはほかの同様の書類
- ・インボイスおよびパッキングリスト
- ・引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知
- ・福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県産の水産物については、放射性物質検査証明書
- ・衛生証明書など

2. 水産物の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き（続き）

3. 輸入時の検査・検疫

水産物については、食品に適していることを示す食品衛生証明書の添付が強く推奨されており、衛生証明書の添付がない場合には、サンプリング検査の対象となることがあります。サンプリング検査に関しては、関連リンクの「食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）」を参照してください。

（[Food Surveillance Programme \(cfs.gov.hk\)](https://www.cfs.gov.hk)）

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、日本から輸出される5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）の食品のうち、水産物については香港側で輸入時に全ロット検査が行われており、国際食品規格委員会（Codex Alimentarius Commission）の定めた基準を超えるものについては即座に差し押さえられ、処分されます。

ただし、前述の5県以外の産地、ならびに前述の5県に対する特別な規制を設けていない品目に関し、日本産食品の航空便と船便の到着時に義務付けていた貨物ごとの放射性物質検査については2021年1月1日より一部廃止され、サーベイランス検査（一定頻度の抜き取り検査）に移行しました。

また、香港側での動物検疫はありません。ただし、香港に輸入されるあらゆる製品に共通して、輸入時のランダム検査の対象となる可能性があります。

4. 販売許可手続き

「食品業規則」により、レストランや店舗の営業には、食品事業ライセンスの取得が必要です。生鮮（生きている魚も含む）、冷蔵および冷凍の魚を販売する場合、生鮮食料品店の販売ライセンスを取得する必要があります。その他、刺身、寿司、生食用のかきを販売する場合、総合食品売店のライセンスまたは制限付食品の販売許可証を取得する必要があります。生鮮、冷蔵および冷凍の貝類を販売する場合、生鮮・冷蔵貝類水産物の販売許可証を取得する必要があります。

（[Guide on Types of Licences Required \(fehd.gov.hk\)](https://www.fehd.gov.hk)）

（[Guide to Application for Licences \(fehd.gov.hk\)](https://www.fehd.gov.hk)）

2. 水産物の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

⑤ 輸入関税等

1. 関税

なし

2. その他の税

なし

3. 現地事業者の評価、要望等

① 現地事業者等の声

事業者の要望等	○ 近年日本産水産物の品質の劣化が目につく。不漁の日もあるからか市場で1～3日置いていたような鮮度が落ちた魚が入り、ホテルのレストランから文句が入ることもある。また、マグロ1本が以前は80～90KGだったのが、今は60KGと小さくなっていてトロを取れる部分が少ない。ハマチについても値段が上がっているし、温暖化の影響で質が劣化している。 ○ 広島の冷凍カキを中心に輸入しているが、他地域からの輸入も増やしたい。殻でおおわれているカキ、半分殻付きのカキ、身だけのカキと全てのタイプで検討可能。韓国産は日本産と比較して品質が劣るが、日本産のカキは最近200g程度と小ぶりのサイズが多く不満を持っている。日本側業者にもクレームをつけているが、これは地球温暖化で海水温が上がっているためでどうしようもないと言われるのみ。 ○ 以前は中華料理用には、オーストラリア産の安いホタテが中心だったが値段が上がってきた為、10年位前から日本産が輸入され始めた。日本産は、生で食べるには良いが、火を通すと硬くなる点が、中華料理向けには弱点である。—以上T社（非日系食品輸入・卸） ○ 日本のホタテ、いくら、イカは供給不足で値段が高騰している。—X社（デパート、スーパーマーケット等多店舗） ○ 不漁のためか鳥取県からのイカの供給が中断しているのは残念。—T社（非日系食品輸入・卸）
---------	--

3. 現地事業者の評価、要望等

① 現地事業者等の声（続き）

事業者の要望等 （続き）	○ 従来日本産の生アワビは、前日注文すれば翌日には入手出来ていた。2022 年 12 月 1 日から、水産庁に都度輸出業者を登録することが必要になるという規制強化が実施されると聞いている。3 – 5 日前に注文する必要が出ており客先であるレストランへ不便をかけることを危惧している。—R 社（食品全般 アジアにも展開、料理店向けが多い 輸入・卸） 【考察】正しくは、2022 年 12 月 1 日から、輸出するに当たり、水産庁に都度「適法漁獲等証 明書の交付申請」をすることが必要となった。水産庁では、当日輸出が確定するケースに対しての適法漁獲等証明書の交付にも対応している。制度情報を確認いただきたい。（参考）水産庁： https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/fukyuu.html
-----------------	--

※令和3年度輸出先国・地域における現地の体制強化委託事業（プラットフォーム支援員による現地の体制強化）から抜粋

3. 現地事業者の評価、要望等

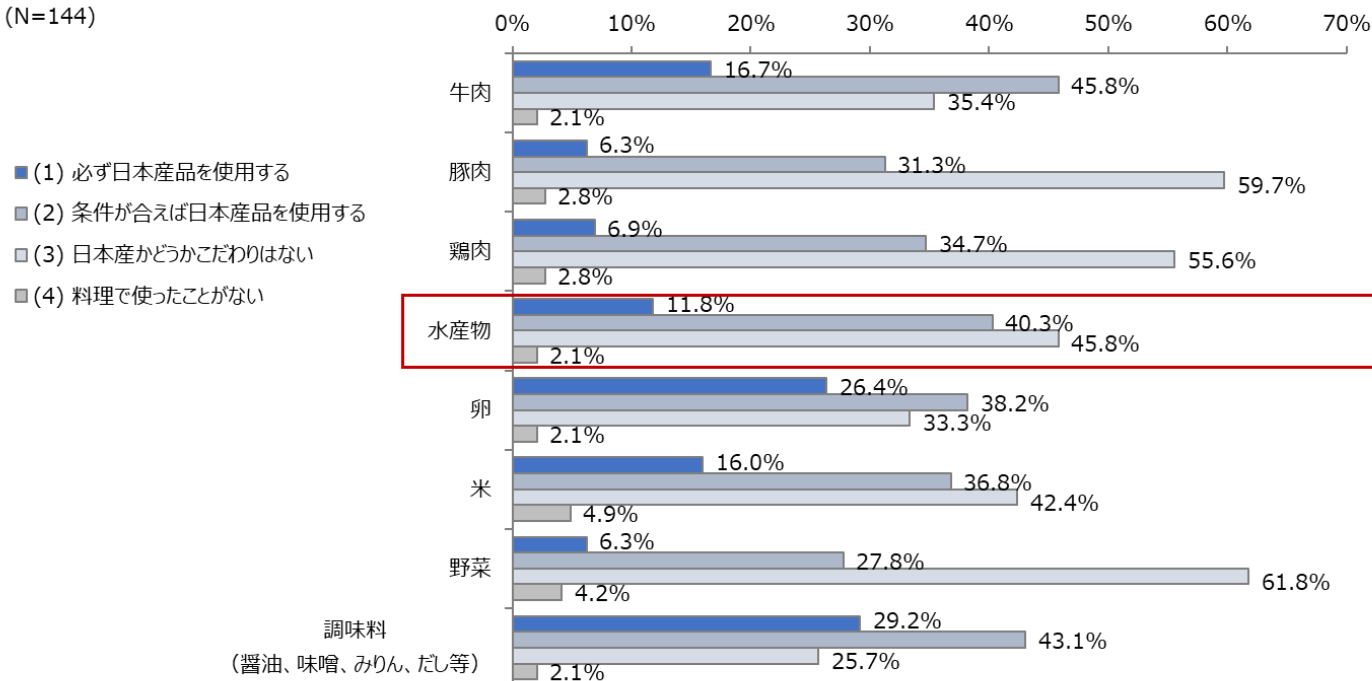
① 現地事業者等の声（続き）

(参考) 香港人消費者の評価	・日本食を作る際に水産物を日本産にこだわる人は約 5 割（下図参照）。 ・ FAOSTATによると、香港の一人当たり水産物消費量は35.13kgで、日本の30.9kgより多い。（Freshwater Fish、Demersal Fish、Pelagic Fish、Marine Fish、Otherの合計）
-------------------	--

「(1)日本産を必ず使用する」「(2)条件が合えば日本産を使用する」と答えた割合は、調味料（72%）、卵（65%）、牛肉（63%）の順で高く、最もこだわらないものは野菜（34%）と豚肉（38%）であった

Q. 日本食を作る際に使用する各食材の産地に関して、日本産を使用するこだわりについて当てはまるものを選んでください

(N=144)



※2022年7月消費者アンケート
(ジェトロ香港が外部機関に委託)

3. 現地事業者の評価、要望等

② 水産物関係のイベント等

- KAIZEN を試み市場に挑戦する ―日本産水産物を例として―

https://www.jetro.go.jp/ext_images/agriportal/platform/hk/pf_hkg_2303.pdf

- 和牛や水産物の試食会に現地バイヤーが集結、商談も実施

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/08/2283c3d8e2d62fb4.html>

- 香港で関係機関・企業が協力して日本産ホタテをアピール

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/09/7573c69cafd01df3.html>

- 日本養殖魚類輸出推進協会が香港で初のイベントを開催

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/236f0258c22fe79b.html>

※ 農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム（香港）のカントリーレポート・ビジネス短信から抜粋

- カントリーレポート（現場レポート）

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/attach/pdf/platform-225.pdf>

※ 令和4年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業

- 海外流通実態調査（JFOODO）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfoodo/pdf/archive/distribution/report_hk.pdf

執筆：農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

本レポートに関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

香港事務所

電話番号：852-2526-4067

E-mail アドレス：hkgevent@jetro.go.jp

農林水産省「令和３年度輸出先国・地域における輸出支援体制強化委託事業」「令和４年度輸出重点品目についての輸出先国・地域におけるＪＥＴＲＯの海外事務所を活用した商流構築や販売支援の強化委託事業」（受託者：JETRO）

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。